

運転免許証の有効期間が過ぎてしまった場合のご案内

1 運転免許証の更新期間中に更新手続きが取れなかった場合

- 運転免許は失効し、自動車等を運転すると無免許運転になります。
運転は絶対にしないでください。
- 再び自動車等を運転するには、新たに運転免許試験を受けて免許を取得しなければなりません。
- 次の方は、適性試験（視力、聴力、運動能力等）に合格し、法に定められた講習を受講すれば、学科及び技能試験は免除となり免許を再取得できます。
 - ・ 失効後6か月以内に手続きをされる方
 - ・ 失効後6か月を超え3年以内の方で、海外旅行、病気、怪我等のやむを得ない理由のため、失効後6か月以内に免許の再取得の手続きが取れず、その事情がなくなってから1か月以内に手続きをされる方
- 運転免許試験を受ける方は、県内に住民登録等をしている方に限ります。

※住民登録等が他の都道府県の方は、住所地の運転免許試験場にて手続きを行ってください。

注 違反・事故等により取消処分を受けずに失効した方は、取消処分者講習の受講が必要になる場合、この手続きが取れない場合がありますので事前にご相談ください。

2 失効した免許に係る学科・技能試験の免除規定

学科・技能試験の免除規定は、失効後の期間と更新手続き等が取れなかった理由により次のように区分されます。

期間 理由	失効後6か月以内	失効後6か月を超え3年以内		失効後3年超え
		うち失効後6か月を超え1年以内	うち失効後1年を超え3年以内	
やむを得ない理由がなく免許を失効した方(うっかり失効) 例えば、免許証の更新期間に気づかず失効した方	①学科及び技能試験免除	⑤失効した免許に応じた仮免許の学科及び技能試験免除	免除規定なし	免除規定なし
		③失効後6か月以内の期間中にやむを得ない理由が発生、継続し、その事情がなくなってから1か月以内に申請の方は、学科及び技能試験免除		
やむを得ない理由のため免許を失効した方	②学科及び技能試験免除 ※後記「3再取得のご案内(2)やむを得ず失効後6か月以内の方(ア)講習の区分」の「優良運転者講習」及び「一般運転者講習」の方は、免許証の有効期間が5年になります。	④失効後やむを得ない理由が継続しており、その事情がなくなってから1か月以内に申請の方は、学科及び技能試験免除 ※後記「3再取得のご案内(4)やむを得ず失効後6か月を超え・・・ア(ア)講習の区分」の「優良運転者講習」及び「一般運転者講習」の方は、免許証の有効期間が5年になります。		免除規定なし ただし、⑥平成13年6月19日以前にやむを得ない理由が発生、継続し、その事情がなくなってから1か月以内に申請し、失効した免許の学科及び適性試験に合格した方は、技能試験免除

3 再取得のご案内

(1) うっかり失効後6か月以内の方

前記「2 失効した免許に係る学科・技能試験の免除規定」中の「④（学科及び技能試験免除）」に該当する方は、失効後6か月以内に適性試験（視力、聴力、運動能力等）に合格し、下記「ア 法に定められた講習」を受講すれば、免許を再取得できます。

ア 法に定められた講習

(ア) 講習の区分

年齢、免許を受けていた期間、過去の違反内容等により次のように区分されます。

一般運転者講習 (70歳未満の方)	失効する前に免許を受けていた期間が継続して5年以上あり、失効日の直前の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日から過去5年間に無事故・無違反の方又は軽微な違反行為（3点以下の違反）が1回のみで事故等がない方
違反運転者講習 (70歳未満の方)	特定誕生日の40日前の日から過去5年間に2回以上の違反行為、4点以上の違反行為又は事故等がある方 ※免許を受けていた期間は問いません
初回更新者講習 (70歳未満の方)	失効する前に免許を受けていた期間が継続して5年未満で、無事故・無違反の方又は軽微な違反行為（3点以下の違反）が1回のみで事故等がない方
高齢者講習	申請した日において年齢が70歳以上の方

※ 70歳から74歳の方の高齢者講習は、事前に受講しようとする自動車学校へ予約を取ってから受講して下さい。

また、75歳以上の方は、お近くの運転者教育センターに認知機能検査の予約をして検査を受けてから高齢者講習を受講して下さい。

(イ) 各運転者教育センターで行っている講習の実施日

	曜日 講習	月		火		水		木		金	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
福井県運転者 教育センター	一般	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	違反	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	初回	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
福井県嶺南 運転者教育 センター	一般	○	○	○	×	○	○	木曜日は 行っていま せん	○	○	
	違反	○	○	×	×	○	○		×	○	
	初回	×	×	○	×	×	×		○	×	
	高齢者	△	△	△	△	△	△		△	△	
福井県丹南 運転者教育 センター	一般	○	○	○	○	○	○	木曜日は 行っていま せん	○	○	
	違反	×	○	○	○	○	○		×	○	
	初回	○	×	×	×	×	×		○	×	
	高齢者	△	△	△	△	△	△		△	△	
福井県奥越 運転者教育 センター	一般	○	○	×	×	○	○	木曜日は 行っていま せん	○	○	
	違反	×	○	×	×	○	○		×	○	
	初回	○	×	×	×	×	×		○	×	
	高齢者	△	△	△	△	△	△		△	△	

※ ○は講習を実施している曜日(時間帯)、×は講習を実施していない曜日(時間帯)です。

△は高齢者講習を受講した方が手続きが取れる曜日(時間帯)です。

※ 土、日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日の間は行っていません

イ 受付時間

午前の部は、8時30分～9時の間 午後の部は、1時～1時30分の間

ウ 必要書類等

○ 失効した運転免許証

※ 紛失した方は、事前にご相談下さい。手続きが取れない場合があります。

※ 手続きが取れる方は、本人確認の書類（健康保険証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）又はパスポート等のいずれか1種類）

○ 住民票1通（本籍（外国人の方は、国籍）が記載され、住所が福井県内で、市町長の証明が入っており、発行日から6か月以内のもの）

※ 日本国籍であるが海外に居住しているため、住民票の住所が日本国内にない方は、戸籍抄本及び居住証明書（福井県内に一時滞在している証明書）

○ 写真1枚（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cmのもの）

○ 眼鏡等（視力に不安のある方）

○ 高齢者講習終了証明書（70歳以上の方）

○ 運転免許証を作成するには暗証番号が必要です。自分が忘れにくく、他人に推測されにくい4桁の数字を2組ご用意下さい。

エ 手数料

(ア) 試験手数料

1,900円

※ 1種目の金額です。複数申請する場合は、免種ごとに試験手数料が必要です。

(イ) 講習手数料

	金額
一般運転者講習	800円
違反運転者講習	1,350円
初回更新者講習	1,350円

(ウ) 交付手数料

2,050円

※ 複数の免許を申請する場合は、1種目増える毎に200円加算されます。

(2) やむを得ず失効後6か月以内の方

前記「2 失効した免許に係る学科・技能試験の免除規定」中の「②（学科及び技能試験免除）」に該当する方は、失効後6か月以内に適性試験（視力、聴力、運動能力等）に合格し、下記「ア 法に定められた講習」を受講すれば、免許を再取得できます。

ア 法に定められた講習

(ア) 講習の区分

年齢、免許を受けていた期間、過去の違反内容等により次のように区分されます。

福井県 奥越 運転者教育 センター	優良	○	○	×	×	○	○	木曜日は 行っていま せん	○	○
	一般	○	○	×	×	○	○		○	○
	違反	×	○	×	×	○	○		×	○
	初回	○	×	×	×	×	×		○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△		△	△

※ ○は講習を実施している曜日(時間帯)、×は講習を実施していない曜日(時間帯)です。

△は高齢者講習を受講した方が手続きが取れる曜日(時間帯)です。

※ 土、日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日の間には行っていません。

イ 受付時間

午前の部は、8時30分～9時の間 午後の部は、1時～1時30分の間

ウ 必要書類等

○ 失効した運転免許証

※ 紛失した方は、事前にご相談下さい。手続きが取れない場合があります。

※ 手続きが取れる方は、本人確認の書類(健康保険証、住民基本台帳カード、個人番号カード(マイナンバーカード)又はパスポート等のいずれか1種類)

○ 住民票1通(本籍(外国人の方は、国籍)が記載され、住所が福井県内で、市町長の証明が入っており、発行日から6か月以内のもの)

※ 日本国籍であるが海外に居住しているため、住民票の住所が日本国内にない方は、戸籍抄本及び居住証明書(福井県内に一時滞在している証明書)

○ 写真1枚(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cmのもの)

○ 眼鏡等(視力に不安のある方)

○ 高齢者講習終了証明書(70歳以上の方)

○ やむを得ない理由を証明するもの(パスポート、診断書等)

※ やむを得ない理由のため更新期間中に更新手続きが取れず免許を失効し、前記「ア 法に定められた講習(ア)講習の区分」の「優良運転者講習」及び「一般運転者講習」の受講対象の方が必要です。(手続き後の免許証の有効期間は5年になります。)

※ 脳梗塞、統合失調症、アルコール中毒等の法令で定められた病気の方は、事前に相談をしてください。指定の診断書を提出していただく場合があります。

○ 運転免許証を作成するには暗証番号が必要です。自分が忘れにくく、他人に推測されにくい4桁の数字を2組ご用意下さい。

エ 手数料

(ア) 試験手数料

1,900円

※ 1種目の金額です。複数申請する場合は、免種ごとに試験手数料が必要です。

(イ) 講習手数料

	金額
優良運転者講習	500円
一般運転者講習	800円
違反運転者講習	1,350円
初回更新者講習	1,350円

(ウ) 交付手数料

2,050円

※ 複数の免許を申請する場合は、1種目増える毎に200円加算されます。

(3) うっかり失効で失効後6か月を超え3年以内の方で、やむを得ない理由のため、失効後6か月以内に免許の再取得の手続きが取れなかった場合

前記「2 失効した免許に係る学科・技能試験の免除規定」中の「③失効後6か月以内の期間中にやむを得ない理由が発生、継続し、その事情がなくなってから1か月以内に申請の方は、学科及び技能試験免除」に該当する方は、適性試験（視力、聴力、運動能力等）に合格し、下記「ア 法に定められた講習」を受講すれば、免許を取得できます。

ア 法に定められた講習

(ア) 講習の区分

年齢、過去の違反内容により次のように区分されます。

違反運転者講習 (70歳未満の方)	特定誕生日の40日前の日から過去5年間及び特定誕生日前40日から再取得をする日の前日までの間に2回以上の違反行為、4点以上の違反行為又は事故等がある方 ※免許を受けていた期間は問いません
初回更新者講習 (70歳未満の方)	失効する前に免許を受けていた期間が継続して5年未満で、無事故・無違反の方又は軽微な違反行為（3点以下の違反）が1回のみで事故等がない方
高齢者講習	申請した日において年齢が70歳以上の方

※ 70歳から74歳の方の高齢者講習は、事前に受講しようとする自動車学校へ予約を取ってから受講して下さい。

また、75歳以上の方は、お近くの運転者教育センターに認知機能検査の予約をして検査を受けてから高齢者講習を受講して下さい。

(イ) 各運転者教育センターで行っている講習の実施日

	曜日 講習	月		火		水		木		金	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
福井県運転者 教育センター	違反	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	初回	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
福井県嶺南 運転者教育 センター	違反	○	○	×	×	○	○	木曜日は		×	○
	初回	×	×	○	×	×	×	行っていま		○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△	せん		△	△
福井県丹南 運転者教育 センター	違反	×	○	○	○	○	○	木曜日は		×	○
	初回	○	×	×	×	×	×	行っていま		○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△	せん		△	△
福井県奥越 運転者教育 センター	違反	×	○	×	×	○	○	木曜日は		×	○
	初回	○	×	×	×	×	×	行っていま		○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△	せん		△	△

※ ○は講習を実施している曜日(時間帯)、×は講習を実施していない曜日(時間帯)です。

△は高齢者講習を受講した方が手続きが取れる曜日(時間帯)です。

※ 土、日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日の間は行っていません。

イ 受付時間

午前の部は、8時30分～9時の間 午後の部は、1時～1時30分の間

ウ 必要書類等

- 失効した運転免許証
 - ※ 紛失した方は、事前にご相談下さい。手続きが取れない場合があります。
 - ※ 手続きが取れる方は、本人確認の書類（健康保険証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）又はパスポート等のいずれか1種類）
- 住民票1通（本籍（外国人の方は、国籍）が記載され、住所が福井県内で、市町長の証明が入っており、発行日から6か月以内のもの）
- 写真1枚（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cmのもの）
- 眼鏡等（視力に不安のある方）
- 高齢者講習終了証明書（70歳以上の方）
- やむを得ない理由を証明するもの（パスポート、診断書等）
 - ※ 脳梗塞、統合失調症、アルコール中毒等の法令で定められた病気の方は、事前に相談をしてください。指定の診断書を提出していただく場合があります。
- 運転免許証を作成するには暗証番号が必要です。自分が忘れにくく、他人に推測されにくい4桁の数字を2組ご用意下さい。

エ 手数料

(ア) 試験手数料

1,900円

※ 1種目の金額です。複数申請する場合は、免種ごとに試験手数料が必要です。

(イ) 講習手数料

	金額
違反運転者講習	1,350円
初回更新者講習	1,350円

(ウ) 交付手数料

2,050円

※ 複数の免許を申請する場合は、1種目増える毎に200円加算されます。

(4) やむを得ず失効後6か月を超え3年以内の方で、やむを得ない理由のため、失効後6か月以内に免許の再取得の手続きが取れなかった場合

前記「2 失効した免許に係る学科・技能試験の免除規定」中の「④失効後やむを得ない理由が継続しており、その事情がなくなってから1か月以内に申請の方は、学科及び技能試験免除」に該当する方は、適性試験（視力、聴力、運動能力等）に合格し、下記「ア 法に定められた講習」を受講すれば、免許を再取得できます。

ア 法に定められた講習

(ア) 講習の区分

年齢、免許を受けていた期間、過去の違反内容等により次のように区分されます。

優良運転者講習 (70歳未満の方)	失効する前に免許を受けていた期間が継続して5年以上あり、特定誕生日の40日前の日から過去5年間及び特定誕生日前40日から再取得をする日の前日までの間に無事故・無違反の方
一般運転者講習 (70歳未満の方)	失効する前に免許を受けていた期間が継続して5年以上あり、特定誕生日の40日前の日から過去5年間及び特定誕生日前40日から再取得をする日の前日までの間に軽微な違反行為(3点以下の違反)が1回のみで事故等がない方
違反運転者講習 (70歳未満の方)	特定誕生日の40日前の日から過去5年間及び特定誕生日前40日から再取得をする日の前日までの間に2回以上の違反行為、4点以上の違反行為又は事故等がある方 ※免許を受けていた期間は問いません
初回更新者講習 (70歳未満の方)	失効する前に免許を受けていた期間が継続して5年未満で、無事故・無違反の方又は軽微な違反行為(3点以下の違反)が1回のみで事故等がない方
高齢者講習	申請した日において年齢が70歳以上の方

※ 70歳から74歳の方の高齢者講習は、事前に受講しようとする自動車学校へ予約を取ってから受講して下さい。

また、75歳以上の方は、お近くの運転者教育センターに認知機能検査の予約をして検査を受けてから高齢者講習を受講して下さい。

(イ) 各運転者教育センターで行っている講習の実施日

	曜日 講習	月		火		水		木		金	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
福井県運転者 教育センター	優良	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一般	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	違反	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	初回	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
福井県 嶺南 運転者教育 センター	優良	○	○	○	×	○	○	木曜日は 行っていま せん		○	○
	一般	○	○	○	×	○	○			○	○
	違反	○	○	×	×	○	○			×	○
	初回	×	×	○	×	×	×			○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△			△	△
福井県 丹南 運転者教育 センター	優良	○	○	○	○	○	○	木曜日は 行っていま せん		○	○
	一般	○	○	○	○	○	○			○	○
	違反	×	○	○	○	○	○			×	○
	初回	○	×	×	×	×	×			○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△			△	△

福井県 奥越 運転者教育 センター	優良	○	○	×	×	○	○	木曜日は 行っていま せん	○	○
	一般	○	○	×	×	○	○		○	○
	違反	×	○	×	×	○	○		×	○
	初回	○	×	×	×	×	×		○	×
	高齢者	△	△	△	△	△	△		△	△

※ ○は講習を実施している曜日(時間帯)、×は講習を実施していない曜日(時間帯)です。

△は高齢者講習を受講した方が手続きが取れる曜日(時間帯)です。

※ 土、日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日の間には行っていません。

イ 受付時間

午前の部は、8時30分～9時の間 午後の部は、1時～1時30分の間

ウ 必要書類等

○ 失効した運転免許証

※ 紛失した方は、事前にご相談下さい。手続きが取れない場合があります。

※ 手続きが取れる方は、本人確認の書類(健康保険証、住民基本台帳カード、個人番号カード(マイナンバーカード)又はパスポート等のいずれか1種類)

○ 住民票1通(本籍(外国人の方は、国籍)が記載され、住所が福井県内で、市町長の証明が入っており、発行日から6か月以内のもの)

○ 写真1枚(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cmのもの)

○ 眼鏡等(視力に不安のある方)

○ 高齢者講習終了証明書(70歳以上の方)

○ やむを得ない理由を証明するもの(パスポート、診断書等)

※ 脳梗塞、統合失調症、アルコール中毒等の法令で定められた病気の方は、事前に相談をしてください。指定の診断書を提出していただく場合があります。

○ 運転免許証を作成するには暗証番号が必要です。自分が忘れにくく、他人に推測されにくい4桁の数字を2組ご用意下さい。

エ 手数料

(ア) 試験手数料

1,900円

※ 1種目の金額です。複数申請する場合は、免種ごとに試験手数料が必要です。

(イ) 講習手数料

	金 額
優良運転者講習	500円
一般運転者講習	800円
違反運転者講習	1,350円
初回更新者講習	1,350円

(ウ) 交付手数料

2,050円

※ 複数の免許を申請する場合は、1種目増える毎に200円加算されます。

(5) うっかり失効して、失効後6か月を超え1年以内の方

前記「2 失効した免許に係る学科・技能試験の免除規定」中の「⑤失効した免許に応じた仮免許の学科及び技能試験免除」に該当する方が、失効した免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、普通仮免許のいずれかを申請し、適性試験（視力、聴力、運動能力等）に合格すれば、**仮免許証**が取得できます。

ア 受付日

	月	火	水	木	金
運転者教育センター	○	○	○	○	○
福井県嶺南運転者教育センター 福井県丹南運転者教育センター 福井県奥越運転者教育センター	○	○	○	木曜日は行っていません	○

※ ○は実施している曜日

※ 土、日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日の間は行っていません。

イ 受付時間

午前の部は、8時30分～9時の間 午後の部は、1時～1時30分の間

ウ 必要書類等

- 失効した運転免許証

※ 紛失した方は、事前にご相談下さい。手続きが取れない場合があります。

※ 手続きが取れる方は、本人確認の書類（健康保険証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）又はパスポート等のいずれか1種類）

- 住民票1通（本籍（外国人の方は、国籍）が記載され、住所が福井県内で、市町長の証明が入っており、発行日から6か月以内のもの）

- 写真2枚（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cmのもの）

- 眼鏡等（視力に不安のある方）

エ 手数料

- (ア) 試験手数料

1,550円

- (イ) 交付手数料

1,150円

(6) 平成13年6月19日以前にやむを得ない理由があり、失効後3年を超えた方

前記「2 失効した免許に係る学科・技能試験の免除規定」中の「⑥平成13年6月19日以前にやむを得ない理由が発生、継続し、その事情がなくなってから1か月以内に申請し、失効した免許の学科試験に合格した方は技能試験免除」に該当する方は、学科及び適性試験（視力、聴力、運動能力等）に合格し、下記「イ 法に定められた講習」を受講すれば、免許を再取得できます。

ア 学科及び適性試験

- (ア) 学科試験の実施日

	月	火	水	木	金
福井県運転者教育センター	○	○	○	○	○
福井県嶺南運転者教育センター 福井県丹南運転者教育センター 福井県奥越運転者教育センター	○	○	○	木曜日は行っていません	○

※ ○は実施している曜日

※ 土、日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日の間は行っていません。

(イ) 受付時間

午前のみで、8時30分～9時の間

(ウ) 必要書類等

- 失効した運転免許証

※ 紛失した方は、事前にご相談下さい。手続きが取れない場合があります。

※ 手続きが取れる方は、本人確認の書類（健康保険証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）又はパスポート等のいずれか1種類）

- 住民票1通（本籍（外国人の方は、国籍）が記載され、住所が福井県内で、市町長の証明が入っており、発行日から6か月以内のもの）

- 写真1枚（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cmのもの）

- 眼鏡等（視力に不安のある方）

- 高齢者講習終了証明書（70歳以上の方）

- やむを得ない理由を証明するもの（パスポート、診断書等）

※ 脳梗塞、統合失調症、アルコール中毒等の法令で定められた病気の方は、事前に相談をしてください。指定の診断書を提出していただく場合があります。

- 運転免許証を作成するには暗証番号が必要です。自分が忘れにくく、他人に推測されにくい4桁の数字を2組ご用意下さい。

(エ) 手数料

試験手数料

1,900円

※ 1種目の金額です。複数申請する場合は、それぞれに試験手数料が必要です。

(オ) 適性試験

適性試験は、学科試験の合格日に行います。

イ 法に定められた講習

(ア) 講習の区分

学科及び適性試験に合格された方は、年齢により次のように区分されます。

初回更新者講習	申請した日において年齢が70歳未満の方
高齢者講習	申請した日において年齢が70歳以上の方

※ 70歳から74歳の方の高齢者講習は、事前に受講しようとする自動車学校へ予約を取ってから受講して下さい。

また、75歳以上の方は、お近くの運転者教育センターに認知機能検査の予約をして検査を受けてから高齢者講習を受講して下さい。

(イ) 初回更新者講習の実施日

	月		火		水		木		金	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
福井県運転者教育センター	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
福井県嶺南運転者教育センター	×	×	○	×	×	×	木曜日は行っていません		○	×
福井県丹南運転者教育センター	○	×	×	×	×	×	木曜日は行っていません		○	×
福井県奥越運転者教育センター	○	×	×	×	×	×	木曜日は行っていません		○	×

※ ○は講習を実施している曜日(時間帯)、×は講習を実施していない曜日(時間帯)です。

※ 土、日、祝日、振替休日及び12月29日から1月3日の間は行っていません

※ 高齢者講習を受講した方は、学科試験の実施日に手続きを取って下さい。

(ウ) 受付時間

午前の部は、8時30分～9時の間

(エ) 手数料

- 講習手数料

初回更新者講習 1,350円

- 交付手数料

2,050円

※ 複数の免許を申請する場合は、1種目増える毎に200円加算されます。

4 問合せ先

- 福井県運転者教育センター

坂井市春江町針原58-10 TEL0776-51-2820

- 福井県嶺南運転者教育センター

三方上中郡若狭町倉見1-51 TEL0770-45-2121

- 福井県丹南運転者教育センター

越前市余田町2-1-1 TEL0778-21-3613

- 福井県奥越運転者教育センター

大野市南新在家32-1-4 TEL0779-66-7700